

第1節 少子社会の現状

我が国の合計特殊出生率は、2005（平成17）年には1.26と過去最低を更新した。

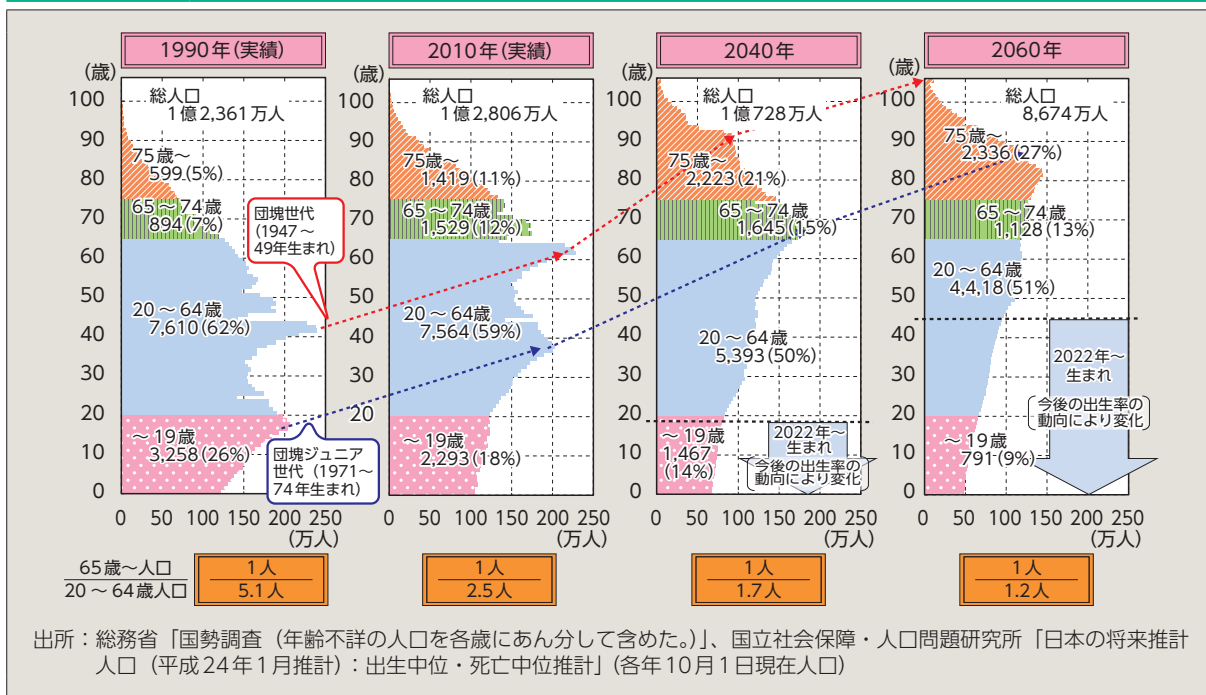
2006（平成18）年～2008（平成20）年の合計特殊出生率は、前年を上回っていたが、2009（平成21）年は前年と同様1.37と横ばいとなり、2010（平成22）年は1.39と前年を上回ったが、依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続している。

また、2012（平成24）年に発表された国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」によると、現在の傾向が続けば、2060（平成72）年には、我が国の人口は8,674万人となり、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割り、高齢化率は約40%に達するという厳しい見通しが示されている（図表1-1-1）。

さらに、ライフスタイルが従来とは異なるものになってきている。例えば、2030（平成42）年には生涯未婚率が男性で約30%、女性では約23%になるものと見込まれている（図表1-1-2）ほか、共働き世帯と専業主婦世帯（男性雇用者と無業の妻からなる世帯）とを比べると、1997（平成9）年には既に前者の数が後者の数を上回っている状況にも配慮する必要がある（図表1-1-3）。

こうした状況に加え、多くの国民が結婚したい、子どもを生み育てたい、結婚しても子どもを持って働きたいと希望しているにもかかわらず*1、その希望がかなえられず、結果として少子化が進んでしまっているものと考えられることなどから、国民が希望する結婚

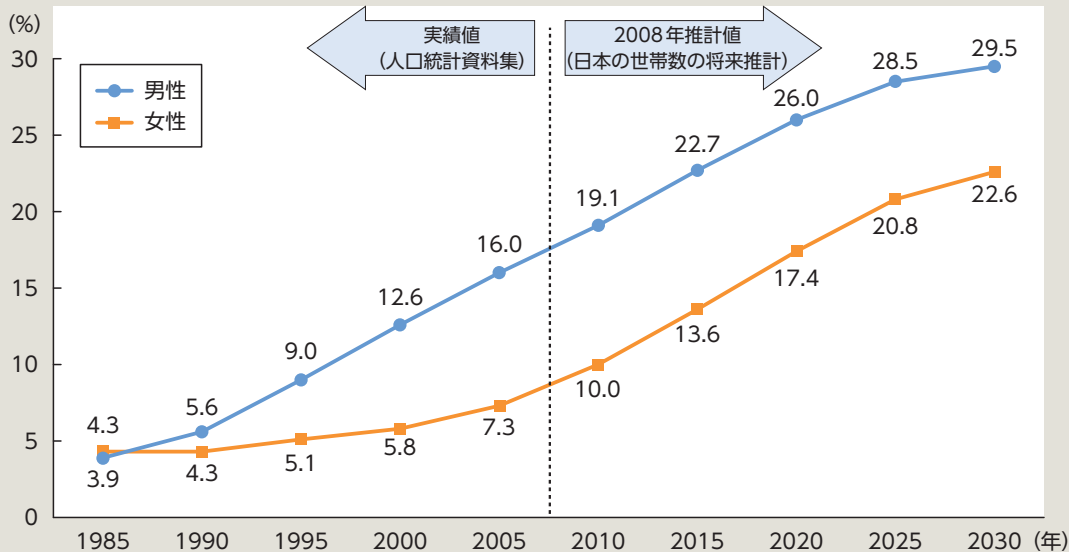
図表1-1-1 人口ピラミッドの変化（1990、2010、2040、2060）-平成24年中位推計-



*1 第14回出生動向基本調査（2010年 独身者調査）によると、結婚する意思をもつ未婚者は約9割となっており、希望子ども数も男女とも2人以上となっている。

や出産を実現できる環境を整備することが重要となる。

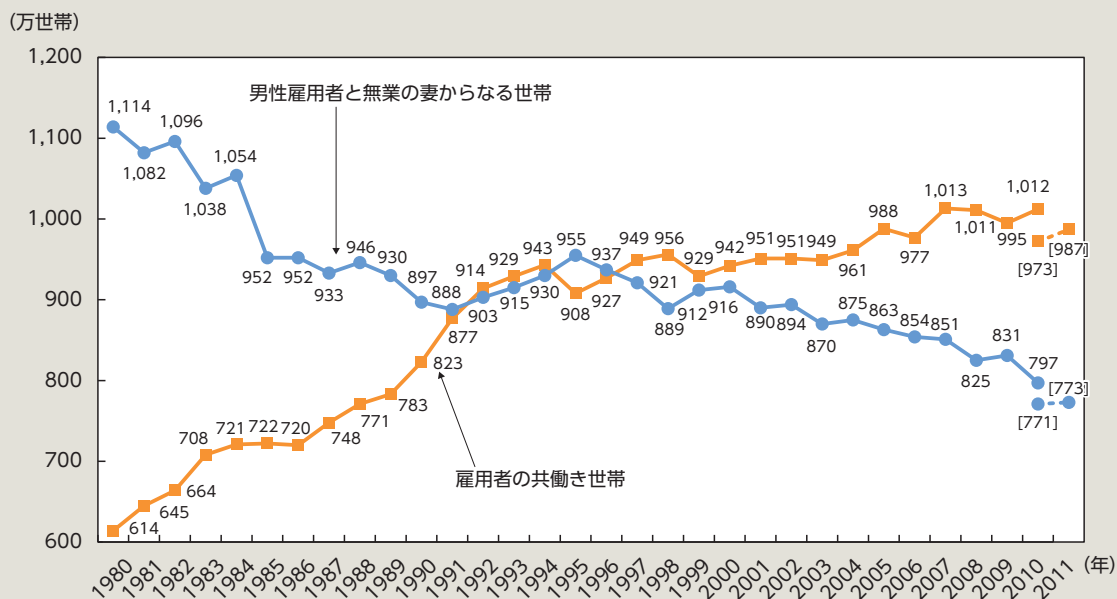
図表 1-1-2 生涯未婚率の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（2008年3月推計）」、「人口統計資料集（2011年版）」

（注）生涯未婚率は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、2005年までは「人口統計資料集（2011年版）」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」より、45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均。

図表 1-1-3 共働き等世帯数の推移



資料：内閣府「平成24年版男女共同参画白書」

- （注）
1. 昭和55年から平成13年は総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）、14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 4. 平成22年及び23年の〔 〕内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

第2節 ・・・ 新しい「児童手当制度」

子どものための現金給付制度については、「児童手当法の一部を改正する法律案」を第180回通常国会に提出し、衆議院で法律案の修正が行われた上、2012（平成24）年3月に成立、同年4月1日から施行された。

これにより、児童手当は、所得制限額（例：夫婦・児童2人世帯の場合は年収960万円）未満の方に対して、3歳未満と、3歳から小学生の第3子以降については児童1人当たり月額1万5千円、3歳から小学生の第1子・第2子と、中学生については児童1人当たり月額1万円を支給することになった。なお、所得制限額以上の方に対しては、特例給付として児童1人当たり月額5千円を支給することになった。

また、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に盛り込まれていた

- ①児童に国内居住要件を設けること（留学中の場合を除く。）
 - ②児童養護施設に入所している児童等について、手当を施設の設置者等に支給すること
 - ③保育料を手当から直接徴収できる仕組みにするとともに、学校給食費を本人同意により手当から納付することができる仕組みとすること
- 等についても引き続き実施することになった。

図表 1-2-1 児童手当法の一部を改正する法律の概要

目 的										
この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。										
概 要										
<p>(1) 児童手当の支給額</p> <table border="0"> <tr> <td>①所得制限額未満である者</td> <td>②所得制限額以上である者</td> </tr> <tr> <td>3歳未満</td> <td>当分の間の特例給付（附則に規定）</td> </tr> <tr> <td>3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）</td> <td>月額5千円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上小学校修了前（第3子以降）</td> <td>月額1万5千円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>月額1万円</td> </tr> </table> <p>※所得制限額は、960万円（夫婦・児童2人世帯）を基準に設定（政令で規定）し、平成24年6月分から適用する。</p> <p>(2) 費用負担 国と地方（都道府県・市町村）の負担割合を、2：1とし、被用者の3歳未満（所得制限額未満）については7/15を事業主の負担とする。（公務員分については所属庁の負担とする。）</p> <p>(3) 平成23年度子ども手当支給特別措置法に盛り込んだ事項の規定 ・児童に対しても国内居住要件を設ける（留学中の場合等を除く） ・児童養護施設に入所している児童等についても、施設の設置者等に支給する形で手当を支給 ・保育料を手当から直接徴収できる仕組み、学校給食費等を本人同意により手当から納付することができる仕組みとする等</p> <p>(4) 検討（改正法附則に規定） ・政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。 ・この法律による改正後の当分の間の特例給付の在り方について、上記の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(5) その他 ・平成24年3月31日までとなっている平成23年度子ども手当特別措置法の遡及支給の特例措置等を平成24年9月30日まで延長し、関係法律について所要の規定を設ける。</p>	①所得制限額未満である者	②所得制限額以上である者	3歳未満	当分の間の特例給付（附則に規定）	3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）	月額5千円	3歳以上小学校修了前（第3子以降）	月額1万5千円	中学生	月額1万円
①所得制限額未満である者	②所得制限額以上である者									
3歳未満	当分の間の特例給付（附則に規定）									
3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）	月額5千円									
3歳以上小学校修了前（第3子以降）	月額1万5千円									
中学生	月額1万円									
施 行 日	平成24年4月1日（所得制限は、平成24年6月分から適用）									

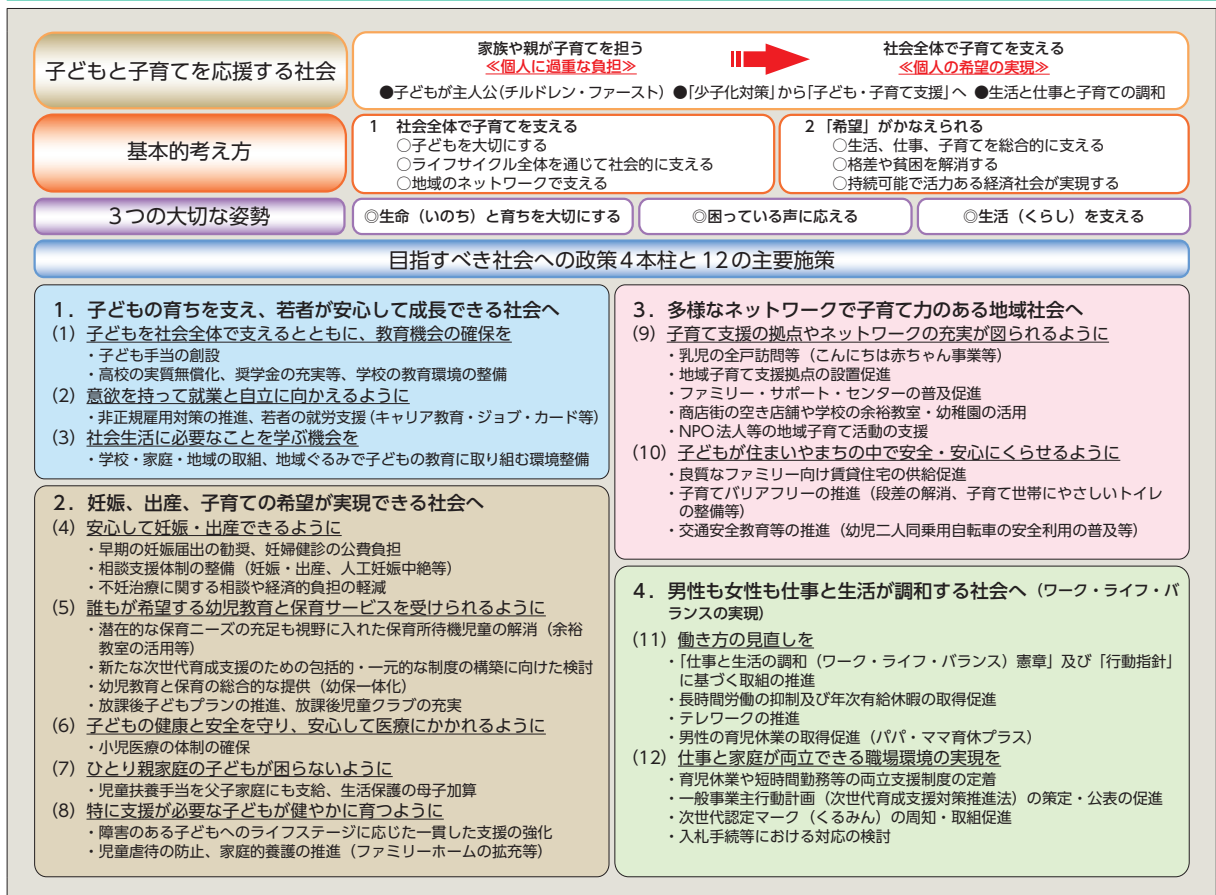
第3節 新たな子ども・子育て支援の施策の充実

子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、2010（平成22）年1月に、子ども・子育て支援の総合的な対策である「子ども・子育てビジョン」が策定された（図表1-3-1）。この「子ども・子育てビジョン」では、子どもが主人公（チルドレン・ファースト）であると位置付け、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ考え方を転換しており、社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指し、2010年度から2014（平成26）年度までの5年間で目指すべき施策内容と具体的な数値目標（図表1-3-2）を掲げ、保育等の充実やワーク・ライフ・バランスの推進など、子どもの育ちを社会全体で支え合う環境づくりに取り組んでいる。

また、「子ども・子育てビジョン」等に基づき、新たな子ども・子育て支援のための制度である「子ども・子育て新システム」について2010年度から「子ども・子育て新システム検討会議」の「作業グループ」下で開催される「基本制度ワーキングチーム」等で具体的な制度の検討を進めてきた。

その後、2012（平成24）年3月に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度について」を決定し、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」、「子ども・子育て新システム法案骨子」を定めた。同法案骨子に基づき、3月末に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を、税制抜本改革とともに

図表1-3-1 子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定）



図表 1-3-2 主な数値目標等

<p>安心できる妊娠と出産</p> <ul style="list-style-type: none"> ○NICU(新生児集中治療管理室)病床数(出生1万人当たり) ○不妊専門相談センター 	<p>〔現状〕</p> <p>21.2床 55都道府県市</p>	<p>〔H26目標値〕</p> <p>⇒ 25～30床 ⇒ 全都道府県・指定都市・中核市</p>
<p>潜在的な保育ニーズにも対応した保育所待機児童の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平日昼間の保育サービス(認可保育所等)(3歳未満児の保育サービス利用率) ○延長等の保育サービス ○病児・病後児保育(延べ日数) ○認定こども園 ○放課後児童クラブ 	<p>〔現状〕</p> <p>215万人(75万人(24%)) 79万人 31万日 358か所 81万人</p>	<p>〔H26目標値〕</p> <p>⇒ 246万人(105万人(35%)) ⇒ 96万人 ⇒ 200万日 ⇒ 2000か所以上(H24) ⇒ 111万人</p>
<p>社会的養護の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○里親等委託率 ○児童養護施設等における小規模グループケア 	<p>〔現状〕</p> <p>10.4% 446か所</p>	<p>〔H26目標値〕</p> <p>⇒ 16% ⇒ 800か所</p>
<p>地域の子育て力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援拠点事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○一時預かり事業(延べ日数) ○商店街の空き店舗の活用による子育て支援 	<p>〔現状〕</p> <p>7100か所(市町村単独分含む) 570市町村 348万日 49か所</p>	<p>〔H26目標値〕</p> <p>⇒ 10000か所 ⇒ 950市町村 ⇒ 3952万日 ⇒ 100か所</p>
<p>男性の育児参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○週労働時間60時間以上の雇用者の割合 ○男性の育児休業取得率 ○6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間(1日当たり) 	<p>〔現状〕</p> <p>10% 1.23% 60分</p>	<p>〔H26目標値〕</p> <p>⇒ 半減(H29)*参考指標 ⇒ 10%(H29)*参考指標 ⇒ 2時間30分(H29)*参考指標</p>
<p>子育てしやすい働き方と企業の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1子出産前後の女性の継続就業率 ○次世代認定マーク(くるみん)取得企業数 	<p>〔現状〕</p> <p>38% 652企業</p>	<p>〔H26目標値〕</p> <p>⇒ 55%(H29)*参考指標 ⇒ 2000企業</p>

2012年通常国会に提出した。

国会の審議過程で認定こども園法の改正などの修正等を受け、8月に関係法案が成立した。これにより、認定こども園制度の改善や地域の子ども・子育て支援の充実を行うこととし、地域の実情に応じた幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

第4節 待機児童の解消などに向けた取組み

1 待機児童解消に向けた保育の充実と総合的な放課後児童対策の推進

保育所への入所を希望しながら保育所に入所することができない「待機児童」を解消するため、2002(平成14)年度からの「待機児童ゼロ作戦」等に基づき、保育所の受入れ人数を上げる等の取組みを進めてきた。

しかし、都市部を中心として、依然として待機児童が多く生じており、その数は2011(平成23)年4月現在、約2万5千6百人となり、4年ぶりに減少したものの、依然として多くの子どもの受け入れ先が不足しており、待機児童の解消は喫緊の課題である。

こうした中、2010(平成22)年1月29日に策定した「子ども・子育てビジョン」では、3歳未満児に関する潜在的な保育需要を満たすため、2014(平成26)年度に35%の保育

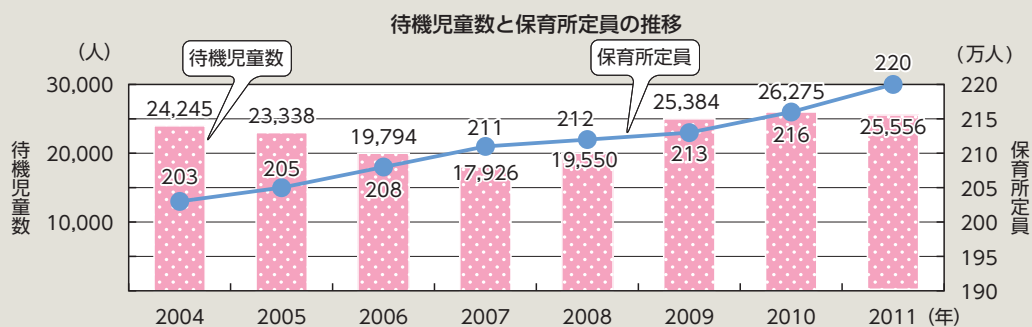
サービス提供割合（3歳未満児）を目指し、待機児童解消に向けた取組みを進めている。

具体的には、保育所運営費の確保による保育の量的拡充を図るとともに、保育所の整備等を更に促進させることを目的として、2008（平成20）年度第1次補正予算で都道府県に創設された「安心こども基金」について2009（平成21）年度第1次・第2次補正予算、2010年度補正予算及び2011年度第4次補正予算で増額するとともに事業実施期間を2012（平成24）年度末まで延長した。この「安心こども基金」では、地域の余裕スペースを活用した認可保育所の分園等設置促進、家庭的保育の拡充や、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」に基づく、質の確保された認可外保育施設への助成を行い、待機児童解消に向けた保育の充実に努めている。また、身近な地域での保育を促進するため、複数の家庭的保育者（保育ママ）によるグループ型小規模保育事業の推進及び「地方版子ども・子育て会議」の設置や小規模かつ多機能な保育事業の実施により、保育等の供給が不足している地域にきめ細かく対応する「地域型保育・子育て支援モデル事業」などを進めている。

今後、「子ども・子育てビジョン」で掲げる目標の実現に向け、待機児童解消策の一層の取組みを推進する。

図表1-4-1 保育所待機児童の解消について

- 平成23年4月1日現在の待機児童数は2万5,556人（4年ぶりに減少）※8市町村除く
- 低年齢児（0～2歳）の待機児童数が全体の約82.6%
- 子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定）を策定するとともに、安心こども基金による保育所整備等を推進している。
- 「待機児童解消「先取り」プロジェクト」を平成23年度から実施し（グループ型小規模保育、認可外保育施設運営支援事業）、平成24年度にプロジェクトを強化するための予算を計上している。



また、共働き家庭など留守家庭における小学生の児童に対しては、学校の余裕教室等を活用し、放課後に適切な遊びと、生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする放課後児童クラブを実施している。2011年5月1日時点では、放課後児童クラブ数は全国で20,561か所、登録児童数は83万3,038人になっている（東日本大震災の影響により福島県内の12市町村を除いて集計した数値）。今後とも、保育所の利用者が就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるよう、「子ども・子育てビジョン」に掲げる数値目標（放課後児童クラブの利用児童数を2014年度末までに111万人にする目標）の達成などに向けて、取り組んでいくことにしている。また、地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、2007（平成19）年度から、文部科学省の「放課後子ども教室」と連携した総合的な放課後対策として「放課後子どもプラン」を推進している。

2 すべての子育て家庭への支援

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立化することにより、その負担感が増大している。とりわけ、3歳未満の子どもを持つ女性の約8割は家庭で育児をしているため、社会からの孤立感や疎外感を持つ者も少なくない。

このようなことから、身近な場所に子育て親子が気軽に集まって相談や交流を行う「地域子育て支援拠点事業」の設置を促進している。これについては、①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談・援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習を基本事業に位置付けている。具体的には、公共施設の空きスペースや商店街の空き店舗等で実施する『ひろば型』、保育所等で実施する『センター型』、民営児童館で実施する『児童館型』の三つの類型により、それぞれの特色を生かした事業を展開している。特に、『ひろば型』では、基本事業に加えて機能の拡充を図っており、一時預かりや放課後児童クラブなど、多様な子育て支援活動を実施することにより『ひろば型』の施設を中心とした関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭によりきめ細かに支援することとしている。

このような地域の子育て支援の拠点については、量的な拡充とともに、当事者自身が共に支え合い、情報交換をし、学び合う地域子育て支援活動の原点に根ざした活動を広げていくことが重要な課題である。このような認識から、「NPO法人子育てひろば全国連絡協議会」が組織され、子育て支援者の資質向上に向けて、各種セミナーや研修会の開催などを行っている。

また、地域の子育て支援機能の強化を図っている。具体的には、①保護者の通院や社会参加活動を可能にし、育児に伴う心理的・身体的負担を軽減するため、保育所や駅前など利便性の高い場所で就学前の児童を一時的に預かる「一時預かり事業」、②生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」、③養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、養育能力を向上させるための指導、助言等を行う「養育支援訪問事業」、④乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター事業」、⑤児童養護施設等において親の残業や病気などの際にその家庭の児童を預かる「子育て短期支援事業」等を展開している。

コラム

地域子育て支援拠点事業 ～子育て拠点てんてんの取組み～

北海道札幌市中央区の円山公園のほど近くのアパートの一室に子どもたちおよび母親たちの楽しい笑い声が響き渡っている。部屋の中では子どもたちがおもちゃで遊び、母親たちはお互いの子育てや生活について情報交換をしている。

ここはNPO法人子育て応援かざぐるま(以下「かざぐるま」)が2009(平成21)年6月に開設した、「子育て拠点てんてん(以下「てんてん」)」である。スタッフは全員保育士、幼稚園教諭、助産師の有資格者である。

てんてんでは毎週月・水・土曜日に「ひろば」を開き、子どもは一緒に育ち合う友達と、親は子育て仲間と出会う場所を提供している。「ひろば」は基本的に過ごし方が自由であり、子どもは成長に合わせて少しずつ親から離れて遊べるようになり、親は子どもの遊びを見守ったり、他の親とも交流しながら過ごしている。

子どもは0～2歳児を主な対象とし、市の広報紙や友人の紹介でてんてんの存在を知り利用している。「ひろば」は10～15時の開設時間内であればいつ利用してもかまわない。また参加費も無料であり、親子は気軽に参加している。利用者からは「家にずっといると息詰まってしまうので、ひろばの提供はありがたい」「母親同士子育ての情報を交換することで、迷い等もなくなり元気になって帰れる」などの声が聞かれる。また、てんてんでは「ひろば」の他に、各種講座や「トコトコくらぶ」(週1回2歳児を対象とし、円山公園の森を散策)や預かり保育を実施している。

厚生労働省では「地域子育て支援拠点事業」を推進しており、公共施設や保育所、児



童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等の実施、またNPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより地域の子育て力を向上することを目的として実施されている。てんてんも2011(平成23)年10月に「札幌市地域子育て支援拠点事業(ひろば型)」の補助対象事業となり、新たなスタートを切っている。

かざぐるまの代表理事であり、札幌大谷大学短期大学部の非常勤講師も務めている山田智子さんは、幼稚園教諭の経験と地域にどっぷり浸かって楽しかった子育て経験を活かしたいと、20年前に元々託児事業でスタートしていたかざぐるまに入会し、その後代表となり、かざぐるまをNPO法人化した。てんてんが札幌市地域子育て支援拠点事業の補助対象事業となったことについて山田氏は「これまで行ってきた活動が行政機関に認められて非常にうれしい。また補助金が交付されることで、利用者の参加費を無料にすることが可能になり、敷居が低くなることで今後も多くの親子に参加してもらえることになるのではと期待している」と話す。

○NPO法人子育て応援かざぐるま <http://kazaguruma.i-cis.com>
○子育て拠点てんてん <http://kazaguruma.i-cis.com/tenten.htm>

第1章

安心して子どもを産み育てることができるといえる環境の整備

第5節 児童虐待への対応、社会的養護の充実など

1 児童虐待への取組みの推進

(1) 児童虐待の現状

児童虐待への対応については、2000（平成12）年11月に施行された児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」）が、その後、2004（平成16）年及び2007（平成19）年に改正され、制度的な対応の充実が図られてきた。しかし、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、2010（平成22）年度に5万6,384件（東日本大震災の影響により福島県を除いて集計した数値）になるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題になっている。

(2) 児童虐待防止対策の取組み状況

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向けて、①虐待の「発生予防」から、②虐待の「早期発見・早期対応」、③虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を拡充していくことが必要である。

このため、

- ①発生予防に関しては、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」、「養育支援訪問事業」、「地域子育て支援拠点事業」など、相談しやすい体制の整備
- ②早期発見・早期対応に関しては、虐待に関する通告の徹底、児童相談所の体制強化のための児童福祉司の確保、市町村の体制強化、専門性向上のための研修やノウハウの共有、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化
- ③保護・自立支援に関しては、社会的養護の質・量の拡充、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた保護者支援の推進、親権に係る制度の見直しなどの取組みを進めている。

(3) 児童虐待防止に向けた広報啓発の取組み

児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、2004（平成16）年から、11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、関係府省庁、地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。2011（平成23）年度には、月間標語の公募、シンポジウムの開催（東京都世田谷区）、広報用ポスター等の作成・配布、政府広報を活用したイベントの実施、テレビスポットCM、ラジオ、新聞等で児童相談所全国共通ダイヤルの周知徹底を図るなど、広報啓発活動を実施した。また、民間団体を中心になって実施している「オレンジリボン・キャンペーン」を後援している。

(4) 児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

2011（平成23）年5月、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人を選任することができるようにするなどの措置を講ずるための民法等の改正が行われた。また、里親委託中等の親権者

等がない児童の親権を児童相談所長が行うことにするほか、児童の福祉のために施設長等がとる監護等の措置について親権者等が不当に妨げてはならないこととするなどの措置を講ずるための児童福祉法の改正が行われた。

2 社会的養護の充実

(1) 社会的養護の基本的方向

社会的養護は、かつては、親のない、親に育てられない子どもを支援する施策であったが、現在では、虐待を受けた子どもや何らかの障害のある子どもを支援する施策へと変化しており、一人一人の子どもをきめ細やかに支援していけるような社会的資源として、その役割・機能の変化が求められている。

社会的養護が必要な子どもたちを社会全体で温かく支援していくことが必要であることから、厚生労働省では、2011（平成23）年1月から、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を開催して、社会的養護の短期的課題と中長期的課題を集中的に検討し、同年7月に、同委員会及び社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で、「社会的養護の課題と将来像」を取りまとめた。これに沿って、家庭的養護の推進、里親委託・里親支援の推進、施設運営の質の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護などを進めている。

(2) 家庭的養護の推進

虐待を受けた子どもなど、家庭で適切に養育されない子どもに対しては、家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要である。原則として、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、児童養護施設等での施設養護についても、施設の小規模化や、地域分散化によりできる限り家庭的な養育環境に変えていく必要がある。

このため、里親手当の引上げや、里親に対する相談支援等を行う「里親支援機関事業」を実施するほか、2011（平成23）年3月に、里親委託優先の原則を明示した「里親委託ガイドライン」を策定した。さらに、2012（平成24）年度予算では、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を置くことにしたところであり、里親の孤立化防止など里親支援の体制を整備しながら、里親委託を推進していく。

施設では、ケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施や、地域小規模児童養護施設の設置を進めている。2012（平成24）年度予算では、地域小規模児童養護施設等を賃貸物件を活用して運営する場合に、賃借料の一部を措置費に算定できるようにするなどした。

(3) 年長児の自立支援策の拡充

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たり、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果、さまざまな困難に突き当たることが多い。このような子どもたちが他の子どもたちと公平なスタートが切れるように自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子どもを受け止めるような支援の充実を図ることが必要である。

このため、2009（平成21）年に施行された改正児童福祉法では、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、都道府県等に実施を義務付け、費用を負担金で支弁することとした。

また、2010（平成22）年度から、施設を退所した後の地域生活及び自立を支援するとともに、退所した人同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供する「退所児童等アフターケア事業」を実施している。

さらに、施設等を退所する子ども等に対しては、親がいない等の事情で身元保証人を得られないために就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように支援することが必要である。このため2007（平成19）年度から、施設長等が身元保証人となる場合の補助を行う「身元保証人確保対策事業」を実施している。

2012（平成24）年度予算では、就職支度費、大学進学等自立生活支度費、就職に役立つ資格取得や講習の受講等のための特別育成費の改善を図り、進学や就職を支援している。

(4) 社会的養護に関する施設機能の充実

2011（平成23）年6月に、児童福祉施設最低基準を改正し、児童養護施設等の居室の面積基準の引上げその他の改善を行った。また、施設運営の質を向上させるため、「社会的養護の課題と将来像」では、施設種別ごとの運営指針を策定するとともに、社会的養護の施設での第三者評価及び施設長研修を義務化することが盛り込まれた。これを受けて、2011年9月に省令を改正し、第三者評価及び施設長研修を義務付けた。

2012（平成24）年3月には、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5つの施設運営指針のほか、里親及びファミリーホーム養育指針を策定するとともに、第三者評価の評価基準を策定した。

2012（平成24）年度予算では、虐待を受けた子ども等の増加に対応し、ケアの質を高めるため、社会的養護の施設の児童指導員・保育士等の基本的な人員配置を、30数年ぶりに引き上げるためなどの予算を盛り込んだ。引き続き、施設機能の充実を進めていくこととしている。

(5) 被措置児童等虐待の防止

施設入所や里親委託などの措置がとられた児童等（被措置児童等）への虐待があった場合には、児童等を保護し、適切な養育環境を確保することが必要である。また、施設や事業者を監督する立場にある都道府県等は、不適切な施設運営や事業運営について、児童福祉法に基づき適切に対応する必要がある。

このため、2009（平成21）年に施行された改正児童福祉法では、

- ①被措置児童等虐待に関する都道府県等への通告や届出
 - ②通告した施設職員等に対する不利益取扱いの禁止
 - ③届出通告があった場合に都道府県等が講じるべき調査等の措置
- 等が規定された。これを受けて厚生労働省では「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を作成し、被措置児童等虐待の防止に取り組んでいるところである。

第6節 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

1 ひとり親家庭を取り巻く状況

母子世帯数（未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員のいないもの））は、2010（平成22）年で755,972世帯になっており、父子世帯数（未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員のいないもの））は、同年で88,689世帯になっている（総務省「国勢調査」2010年）。

母子世帯になった理由別にみると、死別世帯が9.7%、生別世帯が89.6%になっている（厚生労働省「全国母子世帯等調査」2006（平成18）年）。

就業の状況については、2006年には、母子家庭の母は84.5%が就業している。このうち、常用雇用者が42.5%、臨時・パートが43.6%になっている。一方、父子家庭の父は97.5%が就業しており、このうち常用雇用者が72.2%、事業主が16.5%、臨時・パートが3.6%になっている（厚生労働省「全国母子世帯等調査」2006年）。

母子世帯の1世帯当たり平均所得金額は252万3千円であり、児童のいる世帯の1世帯当たり平均所得金額658万1千円と比べて低い水準となっている（厚生労働省「平成23年国民生活基礎調査」）。一方、父子世帯の平均年間収入は421万円であり、母子世帯より高い水準にあるが、300万円未満の世帯も約37%になっている（厚生労働省「全国母子世帯等調査」2006年）。

2 ひとり親家庭の自立支援の取組み

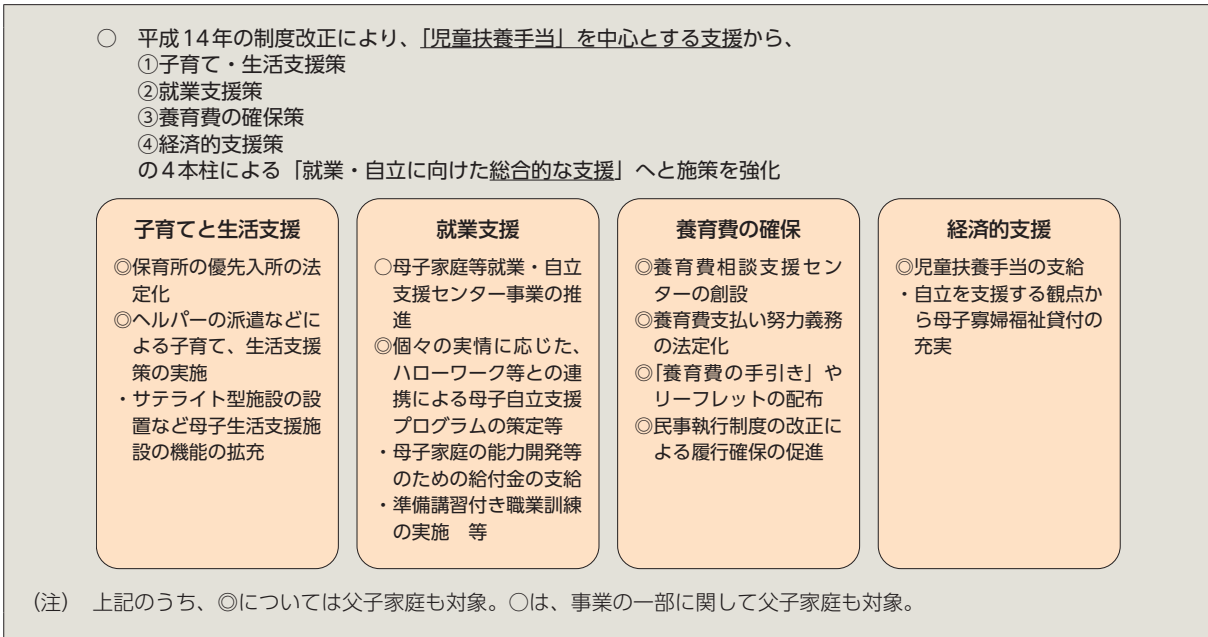
母子家庭等に対する支援については、「母子及び寡婦福祉法」等に基づき、①保育所の優先入所等の子育て・生活支援策、②母子家庭自立支援給付金等の就業支援策、③養育費相談支援センターの設置等の養育費の確保策、④児童扶養手当の支給等の経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開している。（図表1-6-1）

特に、母子家庭の母については、就業経験が少なかったり、結婚・出産等で就業が中断することにより、就職に困難を伴うことが多く、就職しても不安定な雇用条件にあることが多いことから、自立に向けた就業支援がとりわけ重要である。

このため、2011（平成23）年度には、

- ①マザーズハローワークをはじめ、全国のハローワークでのきめ細かな職業相談・職業紹介や、地方自治体が設置する母子家庭等就業・自立支援センターでの就業相談・講習会・就業情報の提供等の実施
- ②地方自治体とハローワークが締結した協定等に基づき、母子自立支援プログラム等を実施する福祉事務所等によって選定された母子家庭の母や父子家庭の父に対して、ハローワークと福祉事務所等の担当者からなる「就労支援チーム」を結成し、対象者のニーズ、経験及び適性等を的確に把握し、対象者の状況に応じて、個別求人開拓、トライアル雇用の実施や就職支援ナビゲーターによるマンツーマン支援等の就労支援を行う「福祉から就労」支援事業の実施
- ③就労経験が乏しい母子家庭の母等の職業的自立を促進するため、就職の準備段階として

図表 1-6-1 母子家庭の自立支援策の概要



の生活講習を加えた「準備講習付き職業訓練」の実施

- ④看護師等の就業に結びつきやすい資格取得のために養成機関に通う際の生活費の負担軽減のための高等技能訓練促進費の支給期間の延長や、在宅就業の環境整備への支援の実施
- ⑤企業における母子家庭の母等の雇い入れを促進するため、トライアル雇用を実施した事業主に対する試行雇用奨励金の支給や、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合の特定求職者雇用開発助成金の支給などの取組みを推進している。

また、母子家庭等に対する経済的支援として、

- ①児童扶養手当の支給
- ②母子寡婦福祉貸付金による生活費や子どもの修学費等に対する貸付けを実施している。このうち、児童扶養手当については、2010（平成22）年8月より父子家庭も支給対象とし、同年12月から支給を開始している。

第7節 母子保健医療対策の推進

1 「健やか親子21」の推進

「健やか親子21」は、21世紀の母子保健の取組みの方向性と目標を示し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画であり、2001（平成13）年度から取組を開始した。

2009（平成21）年度には、「『健やか親子21』の評価等に関する検討会」において第2回中間評価を行い、過去4年間の成果を踏まえながら、2014（平成26）年度までの計画期間も見据え、今後重点的に取り組む方向性等を示した。

2 子どもの心の健康支援と慢性疾患対策等

被虐待児や発達障害児など、様々な子どもの心の問題に対応するため、2008（平成20）年度から各都道府県の拠点病院を中核にし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を3か年のモデル事業として実施してきた。2011（平成23）年度には、本モデル事業の成果を踏まえ、「子どもの心の診療ネットワーク事業」を本格的に実施している。

入院を必要とする未熟児に対しては、その養育に必要な医療の給付等を行っている。また、子どもの慢性疾患の治療の確立・普及や児童の健全育成を図るとともに、患者家庭の医療費の負担軽減に資するため、小児がんなど特定の疾患（11疾患群）について、医療費の自己負担分を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を実施している。そのほか、先天性代謝異常の早期発見・早期治療のため、各都道府県で実施している新生児マス・スクリーニング検査について、2011年度にはタンデムマス法を用いた検査の普及を図った。

3 妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減

妊婦健康診査については、2008（平成20）年度第2次補正予算等で、必要な回数（14回程度）を受けられるよう、支援の拡充を図った（全ての市区町村で14回以上の公費助成を実施（2011（平成23）年12月現在））。2011年度第4次補正予算において、公費助成を継続することにした。

また、平成22年乳幼児身体発育調査の結果や近年の母子保健をめぐる状況の変化等を踏まえ、2012年度から新しい様式の母子健康手帳の運用を開始するほか、妊娠の早期届出（それに伴う母子健康手帳の早期交付）や妊婦健診の適正な受診について、政府広報、リーフレットの作成・配布等を通じて広く国民に周知を図っている。

加えて、2011年4月以降の出産育児一時金制度については、引き続き、支給額を原則42万円にしている。また、出産育児一時金等を医療保険者から医療機関等に直接支給する直接支払制度については、医療機関等への支払いの早期化や、医療機関等における事務手続きの簡素化などの改善を行った。さらに、直接支払制度への対応が困難と考えられる小規模施設等については、受取代理の仕組みを制度化した。

なお、2012年度には、流産を2回以上繰り返す習慣流産など、いわゆる「不育症」についても、不妊専門相談センターに相談員を配置して相談支援や普及啓発等を行うことにした。

4 不妊に悩む夫婦への支援

不妊症の検査・治療等に関する情報提供や相談体制を強化するため、地域で中核的な役割を担う保健医療施設などで、専門医等が①不妊に関する医学的な相談や②不妊による心の悩みの相談などを行う「不妊専門相談センター事業」を実施している（2011（平成23）年度：60自治体）。

体外受精及び顕微授精については経済的な負担が大きいため、2004（平成16）年度から、次世代育成支援の一環として、配偶者間のこれらの不妊治療に要する費用の一部を助

成して、経済的負担の軽減を図っている。

2007（平成19）年度から、給付額を拡大（治療1回につき上限額10万円、年2回、通算5年まで）、所得制限を緩和（夫婦合算所得730万円まで）したが、加えて、2009（平成21）年度から給付額の治療1回あたり上限額を15万円まで拡大するとともに、2011年度から、1年度目の対象回数を年3回まで拡大（通算5年、通算10回を超えない）した（2010（平成22）年度支給実績：96,458件）。

第8節 育児休業、介護休業等を利用しやすい職場環境の整備

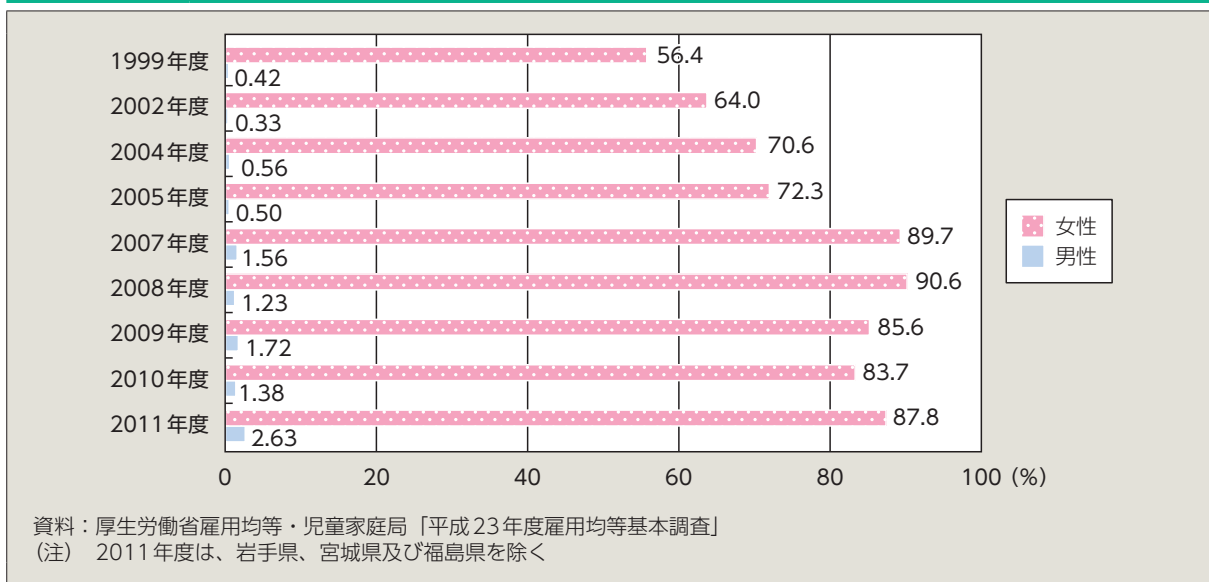
1 現状

育児・介護期は特に仕事と家庭の両立が困難であることから、仕事か家庭かという二者択一構造とならないよう、仕事と家庭の両立支援策を重点的に推進する必要がある。

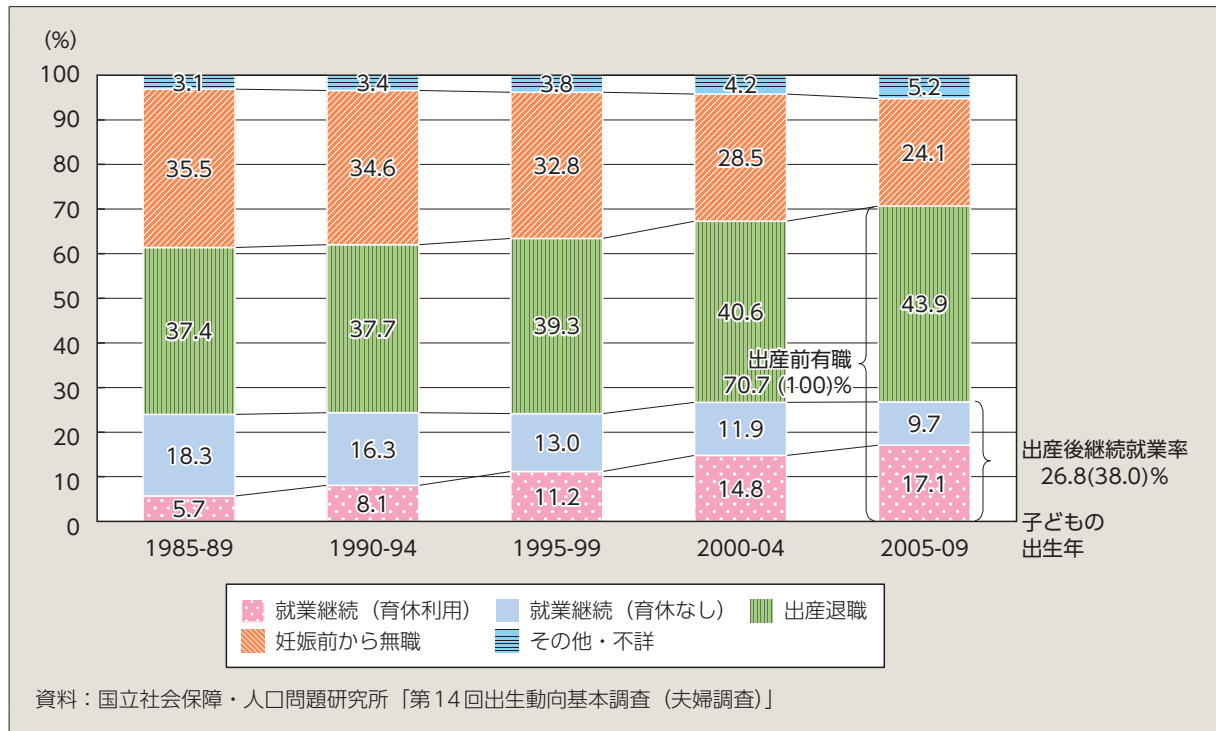
直近の調査では、女性の育児休業取得率が87.8%になり、育児休業制度の着実な定着が図られつつある。しかし、第1子出産後も継続就業をしている女性は38.0%にとどまっており、仕事と育児の両立が難しいため、やむを得ず仕事を辞めた女性も少なくない。

また、男性の約3割が育児休業を取得したいと考えているが、実際の取得率は2.63%にとどまっている。さらに、男性の子育てや家事に費やす時間も先進国中最低の水準である。こうした男女とも仕事と生活の調和のとれない状況が女性の継続就業を困難にし、少子化の原因の一つになっていると考えられる。

図表 1-8-1 育児休業取得率の推移



図表 1-8-2 女性の出産後の継続就業は依然として困難



2 育児・介護休業法

こうした現状も踏まえ、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備することを目的に、2009（平成21）年6月に育児・介護休業法の一部が改正され、2010（平成22）年6月30日に施行された。また、これまで従業員数が100人以下の事業主に適用が猶予されていた短時間勤務制度、所定外労働の制限の制度及び介護休暇について、2012（平成24）年7月1日より全面的に適用された。

この改正育児・介護休業法の周知・徹底を図るとともに、法律に規定されている育児・介護休業や所定労働時間の短縮等の措置などの両立支援制度を安心して利用できる職場環境の整備を支援している。

3 企業における次世代育成支援の取組み

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めている。

地域や企業の更なる取組みを促進するため、2008（平成20）年12月に次世代法が改正された。この改正法の施行により、2011（平成23）年4月1日から一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）の策定・届出等が義務となる企業は常時雇用する従業員数301人以上企業から101人以上企業へ拡大された。これを受けて次世代育成支援対策推進センター、労使団体及び地方公共団体等と連携し、行動計画の策定・届出等の促進を図っている。

また、適切な行動計画を策定・実施し、その目標を達成するなど一定の要件を満たした


企業は厚生労働大臣の認定を受け、認定マーク（愛称：くるみん）を使用することができる。この認定制度及び認定マークの認知度を高めるため、認定企業の取組事例や認定を受けるメリット等を積極的に紹介するとともに、2011年6月に創設された認定企業に対する税制上の措置^{*2}を周知し、認定の取得促進を図っている。

図表 1-8-3 企業における次世代育成支援の取組状況

【参考：平成24年6月末時点】

- 一般事業主行動計画届出状況

規模計	69,337社
301人以上企業	14,399社 (届出率 95.0%)
101人以上300人以下企業	30,975社 (届出率 96.4%)
100人以下企業	23,963社
- 認定企業 1,276社



次世代認定マーク「くるみん」

4 仕事と家庭を両立しやすい環境整備の支援

2011（平成23）年9月に助成金を再編し、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主を支援するため、両立支援助成金を支給している。

図表 1-8-4 両立支援助成金

支給機関：都道府県労働局

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者のための保育施設を事業所内（労働者の通勤経路又はその近接地域を含む）に設置、増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成する。また、保育遊具等購入費用の一部についても助成する。

	助成率
①設置費	大企業2分の1、中小企業3分の2
②増築費	2分の1
③運営費	1～5年目：大企業2分の1、中小企業3分の2 6～10年目：3分の1
④保育遊具等購入費	10万円を控除した額

中小企業両立支援助成金

代替要員確保コース

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた労働者数300人以下の事業主に支給する。

支給対象労働者1人当たり	15万円
--------------	------

※1企業当たり5年間、1年度延べ10人まで

継続就業支援コース

育児休業取得者を原職又は原職相当職に復帰させ、一年以上継続して雇用した100人以下の事業主であって、育児休業制度等労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修を実施する事業主に支給する。（※初めて育児休業を終了した労働者が平成23年10月1日以後に出た事業主が対象。）

1人目	40万円
2人目から5人目まで	15万円

休業中能力アップコース

育児休業又は介護休業取得者を円滑に職場復帰させることを目的とした能力の開発及び向上に関する、次のいずれか一つ以上の措置（職場復帰プログラム）を実施した労働者数300人以下の事業主又は構成事業主の過半数が労働者数300人以下の事業主である事業主団体に支給する。

①在宅講習	②職場環境適応講習
③職場復帰直前講習	④職場復帰直後講習

支給限度額	21万円
-------	------

※1企業当たり育児・介護それぞれ5年間、1年度延べ20人まで

中小企業子育て支援助成金

初めて育児休業を取得した労働者が平成18年4月1日以後に出るなど一定の要件を満たした労働者数100人以下の事業主に支給する。（※平成18年度から平成23年度までの時限措置。平成23年9月30日までに育児休業を終了した労働者までが対象。）

1人目	70万円
2人目から5人目まで	50万円

子育て期短時間勤務支援助成金

子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、利用者が初めて生じた場合、事業主に支給する。少なくとも小学校就学前（100人以下企業にあっては3歳※）までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務を導入し、小学校3年生までの子を養育する利用が生じた場合
※7月1日以降短時間勤務制度を開始する場合は、小学校就学の始期に達するまで

企業規模	1人目	2人目以降※
100人以下企業	40万円	15万円
101人以上企業	30万円	10万円

※5年間、1企業当たり延べ10人まで（100人以下企業は5人まで）

*2 2011（平成23）年4月1日から2014（平成26）年3月31日までの期間内に開始する各事業年度において次世代法に基づく認定を受けた企業は、認定を受けた日を含む事業年度終了の日において有する建物等のうち、認定を受ける対象となった行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、普通償却限度額の32%の割増償却ができる。

また、インターネットで設問に答えると自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」を点検・評価することができる両立指標や両立支援を積極的に取り組んでいる企業の取り組み等を掲載したサイト「両立支援のひろば」(<http://www.ryouritsu.jp/index.html>)、企業の両立支援の進捗状況に応じた取り組みのポイントと様々な企業の具体的な取り組み事例をまとめた「ベストプラクティス集」(中小企業における両立支援のためのアイデア集)による効果的・効率的な情報提供等により、仕事と家庭の両立に向けた企業の自主的な取り組みを促進している。

さらに、仕事と育児・介護等との両立支援のための取り組みを積極的に行って成果を上げている企業に対し、公募で「均等・両立推進企業表彰」を実施し、その取り組みを広く周知することにより、労働者が仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を促進している。

そのほか、父親の子育てと仕事の両立支援については、2010(平成22)年6月30日の改正育児・介護休業法の施行と合わせて、育児を積極的にする男性「イクメン」を広めるため、「イクメンプロジェクト」を開始した。本プロジェクトは、参加型の公式サイトでの運営やハンドブックの配付等により、男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指している。